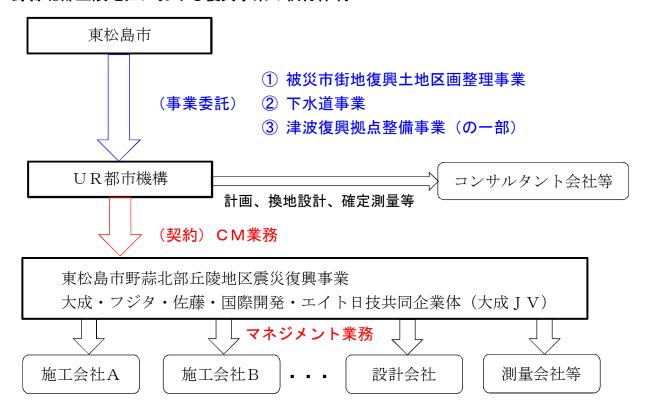
野蒜北部丘陵地区 復興事業の概要

1. 野蒜地域の復興方針



2. 野蒜北部丘陵地区における復興事業の執行体制



3-1. 事業の概要(被災市街地復興土地区画整理事業)

(1)目 的 東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益 施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ります。

(2) 施行者 東松島市(公共団体施行) [UR 都市機構に事業委託]

(3) 施行地区 宮城県東松島市野蒜、大塚 地区面積:約 91.5ha

(4) 設計の概要 ·計画人口: 約1,370人

計画戸数: 448戸 [防災集団移転:278戸、災害公営住宅:170戸]

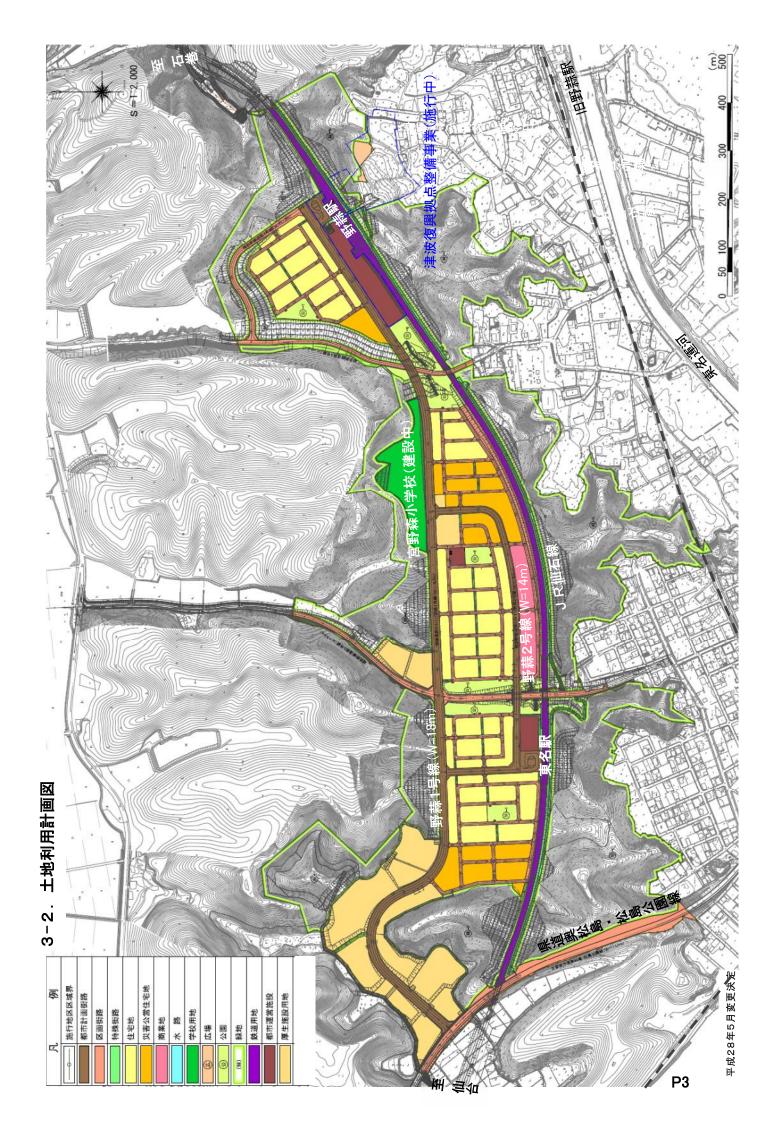
•土地利用計画(面積)

	用地区分	地積(ha)	構成比率(%)
公共用地	道路	14. 8	16. 2
	公園·緑地	51. 4	56. 2
	広場	0. 2	0. 2
	水路	0. 1	0. 1
	計	66. 5	72. 7
宅地	宅地	5. 0	5. 5
	保留地	20. 0	21. 8
	計	25. 0	27. 3
合 計		91. 5	100. 0

•減 歩 率: 約 94.2% (公共減歩:71.0%、保留地減歩:23.2%)

(5)事業期間 平成24年9月~平成29年3月(清算期間除く)

(6) 総事業費 約 422億円



3-3. 野蒜北部丘陵地区のまちづくりの特徴

(1) 住民参加による計画作成

被災された移転者により構成される野蒜地区復興協議会(現 野蒜地区振興協議会)において、土地利用計画や公共施設整備の内容について話し合いを重ね、可能な範囲で意見を取り込み計画作成を行いました。

(2) 特別名勝『松島』を考慮した景観形成

文化財保護法第 109 条に基づく特別名勝「松島」に指定されていることから、四大観の一つである大高森からの眺望等に配慮し、地区南側の斜面林を緑地として現況保存しています。

また、公共施設整備等にあたっては、特別名勝松島保存管理計画に基づく指導を踏まえ、色 彩や植生等に配慮しています。



(3) 幹線道路沿いの無電柱化

- ・景観等配慮のため、地中化に比べ費用やスケジュール面で有利な裏配線により、幹線道路沿いの一部において無電柱化を行っています。
- ・住宅街区内や、裏配電ができない箇所において建柱する場合は、宅内建柱としています。
- ・なお、特別名勝松島保存管理計画に基づく指導により、電柱の色彩は濃茶系色としています。

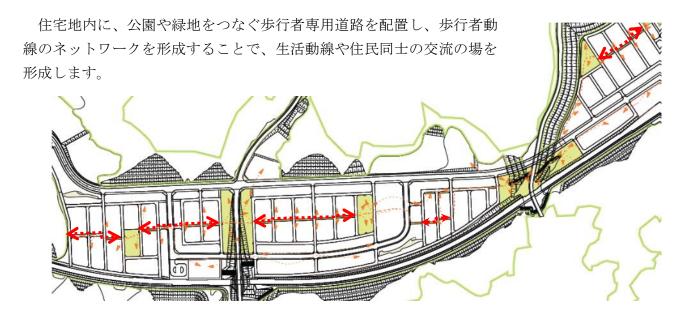


(4) 南斜面となる造成計画

住宅への日照を考慮し、移転者(協議会)の意向を踏まえ、戸建住宅地の造成計画は南下が りの雛壇となる計画としています。

なお、地区の造成計画は、JR仙石線の高台移設に伴う縦断勾配、地区外既存道路からの取り付け道路の縦断勾配、給水施設の条件などを考慮し計画しています。

(5) 歩行者動線ネットワークの形成



4. 事業の概要 (下水道事業)

(1) 施行者 東松島市 「UR都市機構に地区関連事業を委託]

(2) **事業概要** 雨水事業:管渠施工 約3,400m、人孔 約110箇所

排水施設(調整池1箇所、排水路)

汚水事業:管渠施工 約8,800m、人孔 約210箇所

排水施設(マンホールポンプ1箇所)

(3) 事業期間 旧鳴瀬町において平成5年2月から事業着手

うち、野蒜北部丘陵地区について、

事業委託期間:平成26年7月から平成28年12月まで

(4) 総事業費 東松島市流域関連公共下水道のうち、

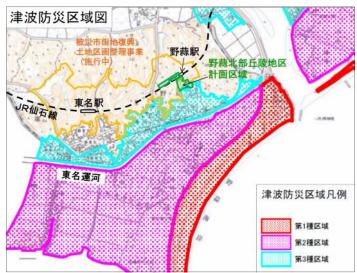
事業委託費 :約31億円

5-1. 東松島市における津波復興拠点整備事業

東松島市では、東日本大震災の津波により被災した地域において復興の拠点となる市街地を緊急に整備するため、「津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)」に基づき『一団地の津波防災拠点市街地形成施設』として都市計画決定を行い、一団地の都市施設として都市計画事業の認可を受けて整備を行っています。

東矢本駅北地区(5.7ha)と野蒜北部丘陵地区(3.3ha)の2地区について、計画決定を行い 事業認可を受け、整備を進めています。





5-2. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の概要

地区名	東矢本駅北地区	野蒜北部丘陵地区
整備方針	・安全・安心な市民防災機能の形成 ・災害対応力を備えた行政サービス機 能の形成 ・絆による防災機能強化のための笑顔 と賑わいが溢れる交流拠点の形成	・防災機能・観光交流機能を併せ持つ野蒜地域の復興を先導する複合拠点の形成・集団移転による新たな市街地形成を先導するコミュニティ拠点の形成・駅南側既存市街地からの避難導線の確保
位 置	東松島市小松字下浮足、中浮足の各一部	東松島市野蒜字後沢、北余景の各一部
面積	5.7ha	3.3ha
公益的施設	市民センター、体育館、子育て支援施 設等約2.5ha	地域交流センター等 約 0.9ha
公共施設	幹線道路 W=18m、L≒123m 防災広場 約 2.2ha 管理用道路 約 0.2ha 調整池 約 0.1ha、水路 約 0.1ha その他(上水道、下水道)	補助幹線道路 W=9.25m、L≒145m 広場 約 0.6ha 緑地 約 1.4ha その他(上水道、下水道)
都市計画決定	平成 26 年 11 月 7 日決定	平成 26 年 11 月 7 日決定 平成 28 年 2 月 26 日変更決定

5-3. 事業の概要 (津波復興拠点整備事業)

(1) 施行者 東松島市 [UR都市機構に事業の一部を委託]

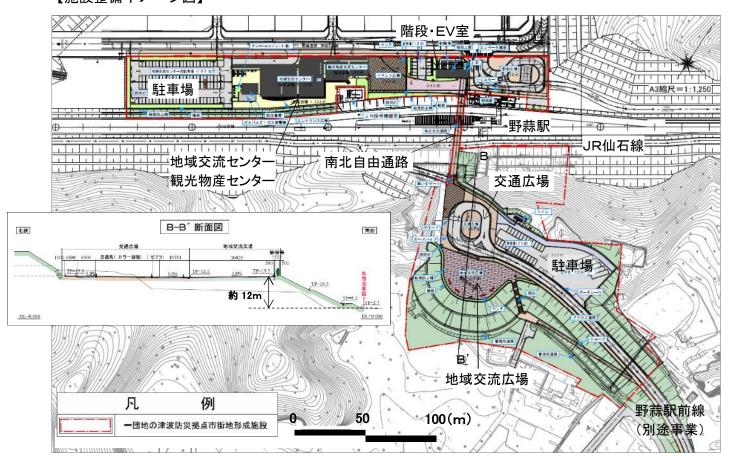
(2) 都市計画事業名称 野蒜北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

(3) 事業期間 平成 27 年 1 月 23 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(4) 総事業費 約29億円



【施設整備イメージ図】



6. 主な経緯

平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震
平成23年6月	「東松島市震災復興基本方針」策定
平成23年11月	都市計画決定(被災市街地復興推進地域)
	集団移転説明会(第1回)
平成23年12月	「東松島市復興まちづくり計画」策定
平成24年2月	覚書締結(復興まちづくりの推進)【東松島市 - UR都市機構】
平成24年3月	協力協定の締結(復興事業の推進)【東松島市 - UR都市機構】
平成24年4月	覚書、確認書締結(仙石線の復旧)【東松島市 - JR東日本】
平成24年5月	復興整備計画公表
	都市計画決定 (事業区域、復興推進地域の拡大指定)
平成24年6月	津波防災区域指定(建築基準法第39条)
平成24年8月	都市計画道路の決定(野蒜1号線、2号線、駅前広場[2])
平成24年9月27日	被災市街地復興土地区画整理事業の決定
平成24年10月	土地区画整理事業の業務委託契約締結【東松島市 - UR都市機構】
	東松島市復興まちづくり整備事業の着手式
平成24年11月	工事着手 (安全祈願祭11/21、地元説明11/25等)
平成24年11月	野蒜地区復興協議会(現 野蒜北部丘陵振興協議会)設立
平成25年2月	JR仙石線移設認可
平成25年9月	都市計画変更決定(事業区域、野蒜1号線、野蒜駅前広場)
	「東松島市防災備蓄計画」改定
平成25年12月18日	被災市街地復興土地区画整理事業の変更決定
平成26年1月	ベルトコンベヤによる土砂搬出開始(平成26年10月に搬出完了)
平成26年2月	「東松島市地域防災計画」改定
平成26年3月	下水道事業変更認可
	「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」策定
平成26年6月	JR仙石線用地の造成完了、引渡し
平成26年7月	下水道事業の業務委託契約締結【東松島市 - UR都市機構】
平成26年11月7日	復興整備計画公表、都市計画決定(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)
平成27年1月23日	都市計画事業認可(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)
平成27年2月23日、	野蒜北部丘陵地区津波復興拠点整備事業(一部)の業務委託契約
7月22日、9月24日	締結【東松島市 - UR都市機構】
平成27年5月14日	被災市街地復興土地区画整理事業の変更決定
平成27年5月30日	JR仙石線再開(一部道路供用開始 5/29)
平成27年9月28日	野蒜北部丘陵地区災害公営住宅建設要請(機構法14条要請)
平成28年2月26日	都市計画変更決定(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)
	都市計画事業変更認可(一団地の津波防災拠点市街地形成施設) 被災市街地復興土地区画整理事業の変更決定
平成28年5月19日 平成28年5月28日	 放火巾母地復興工地区画登理事業の変更伏足 防災集団移転用地(87区画)完成、引渡し
十以20十0月20日	四火未凹物料用地(01位四)元队、月段し

※ 赤字:土地区画整理事業関係、緑色:下水道事業関係、青色:津波復興拠点整備事業関係

7. 進捗状況

〇野蒜駅周辺整備状況



〇野蒜 1 号橋梁整備状況



H28.8 撮影

〇東名駅周辺整備状況



○津波復興拠点 (野蒜駅南側、南北連絡通路) の整備状況





H28.8 撮影



東松島市キャラクター 『イート&イ〜ナ』

